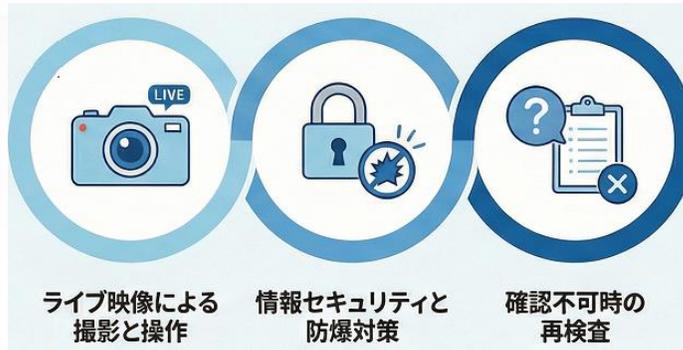


令和8年度 オンライン消防検査がスタート！

～消防の立合いが不要、スムーズな検査を実現～



ライブ映像による
撮影と操作

情報セキュリティと
防爆対策

確認不可時の
再検査

申請者のスマホやタブレットのライブ映像を通じ、
消防署から遠隔で適合確認を行います。



STEP 1：申請時にオンラインを希望



各種申請・届出を行う際、原則として併せてオンライン検査の希望を申し出ます。

STEP 2：お手持ちの端末で現地を撮影



検査員の指示に従い、申請・届出者の携帯端末を操作して検査箇所のライブ映像を撮影します。

STEP 3：検査結果の即時伝達



検査終了後、その場で結果が伝えられ、書類は後日手渡しまたは送付されます。

対象となる主な検査（一部抜粋）



危険物関連



製造所等の完成検査(中間検査を含む)、完成検査前検査



仮貯蔵・取扱



消防法第10条第1項に基づく承認申請に伴う立合検査



火災予防条例



指定数量未滿の危険物等の貯蔵・取扱いの届出(建築確認を伴うもの)



重要事項：
ライブ映像限定(録画不可)



防爆エリアでの注意点：
指定の防爆対応機器を使用



※詳しくは、令和8年4月に当局HPに掲載する「オンライン消防検査実施マニュアル」をご覧ください。

製造所等における非防爆携帯型電子機器：安全使用ガイドライン

通常は防爆構造の機器が必要な危険場所において、ICTを活用し、非防爆機器を安全に使用するための運用基準をまとめたものです。可燃性蒸気の有無の確認、管理体制、緊急時の対応が柱となります。

使用開始前の安全確認と準備



ガス検知による滞留なしの確認
固定式または携帯型ガス検知器で、可燃性蒸気がないことを確認する。



適切な換気状態の維持 (LEL 25%未満)
常時換気を行い、爆発下限値の25%未満が保たれている場所で使用する。



管理体制とエリアの周知
使用機器をリスト化し、どの危険場所で使用するかを関係者全員で共有する。



使用中の禁止事項と異常時の対応



ながら作業禁止

落下防止と「ながら作業」の禁止
ストラップ等で落下を防ぎ、危険物の取扱作業中は操作を行わない。



異常検知時の即時退避

ガス検知時は直ちに使用を中止し、安全な場所(非危険場所)へ退避する。



現場修理の禁止

機器に不具合が生じた場合、その場(危険場所)で修理せず安全な場所に対応する。



※詳しくは、令和8年4月に当局HPに掲載する「製造所等における非防爆携帯型電子機器使用に係るガイドライン」をご参照ください。

お問い合わせ先
予防課(保安担当) 049-222-0744